

# 用語解説

## ■水利権とは

「水利権」は、河川の流水を占用する権利。一般的に水利権の内容となるべき事項は、

- ①目的（発電、水道、農業、工業など）
  - ②占用の場所（取水にあっては取水口の位置）
  - ③占用の方法（ダムの貯留水の取水、ポンプ取水など）
  - ④占用の量（取水口ごとの取水量など）
  - ⑤許可期限
- などがあります。

## ■河川維持流量

河川には、一定の流量がなければ「河川環境」「河川利用」「河川管理」などに支障が生じるため、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河川管理施設の保護などを総合的に考慮し、渇水時においても維持すべき流量のこと。

## ■許可期限

河川法に基づく水利使用の許可を受ける場合の許可期限については、「原則として、発電のために水利使用については概ね30年、その他の水利使用については概ね10年」と規定されています。

この許可期限は期限の到来によって権利が消滅するものではなく、期限前に更新の許可申請があれば、その権利を消滅させることを必要とする公益上の理由がない限り、これを許可しなければならない（既得権）と考えられています。ただ、発電水利使用の許可期限については、30年という期間が長すぎるとの批判もあるため、一級河川においては、当初許可から一定期間を経過しているものを中心に、原則に当てはまらない、許可期限を短くして許可を行っているものもあります。

この要望は第4回水利流量調整協議会で地元提案として提示しましたが、「電力の安定供給」などの理由により合意には至らず、その後、協議は平行線をたどっていました。

## ■新たな論点からの協議

この状況を開拓するため、国、県、流域市町、東京電力（株）は、「魚類の生息」、「景観」、「河川利用」の3点から導きだした河川環境改善のための科学的データに基づく議論を進め、第10回大井川水利流量調整協議会において合意となりました。

- ◎12月6日から3月19日が合意の具体的な内容は
- |                |          |
|----------------|----------|
| ◎3月20日から4月30日が | 毎秒0・43トン |
| ◎5月1日から8月31日が  | 毎秒0・98トン |
| ◎9月1日から12月5日が  | 毎秒1・49トン |
| ◎1月1日から3月31日が  | 毎秒1・08トン |

の放流です。

また、田代ダムの水利権更新後の許可期限は通常ですと15年間になりますが、許可後15年間となります。

## ■今回の協議について

地元要望が全て受け入れられた訳ではありませんが、今回の協議で政治の力だけでなく、住民運動により大井川の水を取り戻したことは非常に意義のあることです。署名活動で約4万3千人の署名が集まつたように、大井川に対する関心の高まりは流域住民のみならず、県外にまで広がりました。また、科学的データに基づいて議論が行われたことも大きな意義のあることでもあります。中部電力（株）と長島ダムも、田代ダム下流部にあるダムやえん堤から、新たに大井川に放流された水と同じ量を同日から流下させています。

今回の協議は、現時点で検証した0・43トンでの合意を受け入れながらも、大井川全体の河川環境改善につなげていくことが本来の目的であると見えます。「魚類の生息」、「景観」、「河川利用」について河川環境改善効果の検証のなかでもデータ収集し、大井川に本来の清流を取り戻す活動に議論を進めるモデルケースとなりました。今後の河川環境改善効果の検証や次に迎える水利権更新においても関係者が一堂に会して議論できる

手法として交渉の基本的なスタイルとなるものです。

## ■水利権更新期限前に放流開始

く、住民運動により大井川の水を取り戻したことは非常に意義のことです。署名活動で約4万3千人の署名が集まつたように、大井川に対する関心の高まりは流域住民のみならず、県外にまで広がりました。また、科学的データに基づいて議論が行われたことも大きな意義のあることでもあります。今までの水返せ運動のようにそれぞれの主張をぶつけ合うだけではなく、河川環境を守るという観点から理論的に議論を進めるモデルケースとなりました。今後の河川環境改善効果の検証のなかでもデータ収集し、大井川に本来の清流を取り戻す活動を進めていきます。

今回の合意は大井川を再生するための第一歩です。今後も皆様のご理解とご協力を願いたいです。

## ■今後の対応